J.C.O.S.M.

Vol. 4 No. 1 (Jan. 1974)

全科協ニュース

1974年1月1日発行
（通巻第15号）

全国科学博物館協議会
東京都台東区上野公園
国立科学博物館内
〒 110
TEL.822-0111（大代）

おもな内容：◇**会員館園の今年の抱負**　◇東南アジア博物館会議の報告　◇**特別展報告**　福井市立郷土自然科学博物館の薬草展　◇**全科協〝北から南から〟**　◇公立博物館の設置および運営に関する基準　◇**会員館園紹介**　アリタキ・アーボレータム

今年の抱負

今年の夢は，筑波研究学園都市に分類学的研究のための実験植物園を作ることに始まる．これは筑波新大学に隣接した18ヘクタールの土地を確保したことによる．同調査委員会は昨年10月に構想をまとめて，中部日本で見られる植物相のいくつかを再現する屋外植物園に配するに気候風土の異なる地域（例えば熱帯降雨地，サバンナ，寒冷地の如き）の代表的な植物を育成する屋内植物園をもってし，外国にもないはなはだユニークな植物園の建設を志している．その第一年度が今年であるから，この構想を生かしていく楽しみがある．

また，昨年11月にアジア地域6ケ国の主要博物館の代表が東京で会合し，博物館の近代化に関する懇談会が開かれた．この会合で近代化についての各種の方策が討議されたが，とくに博物館職員の訓練が重要視され，国際協力によって，アジア地域博物館の中堅職員の訓練計画を樹てることが合意された．

これをうけて，12月にインドネシアのジョクジャカルタで開催されたアジア地域文化政策政府間会議で政府代表村山文部事務次官から博物館等で働く専門職員の養成の重要性にかんがみ，アジア地域内の協力による研修事業の拡充が提案された．

今後こうした研修事業が国際的視野に立って進められる気運になってきたことはよろこばしいことであるが，同時に国内的にも博物館職員の研修がますます重要となってくる．この点からも全科協加盟のみなさんの御協力によっていよいよ充実した研修事業を実施したいと思っている．

全国科学博物館協議会理事長

福田 榮

全科協会員館園の今年の抱負

ライフ・サイエンスの振興，石油危機によって引き起された地球エネルギー資源の再認識，週休2日制の拡大にともなう効率的余暇利用の具体的施策など，今日の社会問題を考えるとき，社会から科学博物館に対し寄せられる期待にきわめて大きいものがあることはもちろんのこと，これに対応して科学博物館の事業内容をいっそう充実整備しなければならないときであると思う．視点をかえていえば，科学博物館が，ひろく国民の科学的素養を豊かにするため社会教育活動の先頭に立つ一大転機と言えるかも知れない．そこで，今回は新しい年を迎え，躍進への決意を新たにしている加入館園からつぎの項目にスポットをあて今年の抱負を寄せていただいた．①建物の拡張　②展示更新　③資料の集収　④専門職員の増員　⑤その他全科協への希望等　ご協力を感謝します．　（館園名五十音順）

今年の抱負

神奈川県立青少年センター館長　林　繁

①計画なし ②昭和47年度より4か年計画で大幅更新実施中．昭和50年度完成予定 ③図書室に青少年向け科学等関係図書数を増加し展示学習の便をはかる．④なし ⑤施設相互の展示品貸出し．専門職員の派遣等

大阪市立電気科学館長　辰巳　博

①なし。②秋に第六次改装を実施の予定。③改装に合わせユニークなものを検討中。④天文解説員死亡に伴う欠員補充のみ。⑤学芸員資格取得のための通信講座開講を検討してほしい。

NHK放送博物館長　若菜三雄

①なし ②楽しめる展示に一工夫。③来年は、わが国の放送開始50年になります。まだまだかくれている文献資料機器類の収集を、今年は大々的にやりたいと思っています。ご支援下さい

アリタキ　アーボレータム　有瀧龍雄

①なし。②昨春着工のロックガーデンを完成したい。③導入植物の整理。④研究員二名増予定。⑤普及活動の一として市民に種苗無料配布。私設館園に対する助成を国などに働きかけてほしい。

明石市立天文科学館々長　橋本　徹

①なし．②長期改修計画にしたがって三階展示室の一部展示品の更新．③特別展示会用の天体写真収集．④なし．⑤学芸職員の研修会を東京以外の地方（特に関西）で開催してほしい．

交通博物館長　古谷善亮

②科学の進歩発展並びに新たに開発する科学分野の拡充を計り、現物展示とわかり易い解説を添附する。⑤館の運営の合理化を計るため、各種の実態調査やメンテナンス、フリー化を行なう。

釧路市立郷土博物館　中澤嗣哉

①新館建設のための基礎的作業。②なし。③資料整理および所蔵資料の収集 ④自然／人文／の増員予定。⑤各館が地方で調査をするとき、協力ができる点があれば、共同でおこないたい。

釧路市青少年科学館長　佐熊敏郎

①建物の拡張は、ありません。②物理工学関係原理展示の更新。③宇宙関係の資料の整備収集。④化学、生物系指導員2名の増員予定。⑤動的展示技術の研修会を開いてほしい。

川崎市　青少年科学館長　浅尾正昭

①本館建設基本構想を策定する。②なし。③多摩丘陵の原生植物に関する資料収集。④自然科学系学芸員一名の増員予定。⑤資料収集技術についての研修会を開いてほしい。

川口市立児童文化センター館長　織本重義

②第三展示室「私たちをとりまく自然」を完成し、宇宙展示室に「太陽」をテーマに新しい展示を作る。③右展示に関係あるもののほか郷土史料を収集したい。④自然・人文各一名要求中。

佐賀県立博物館長　古賀秀男

①なし ②天然記念物エヒメアヤメの自生模型、同唐津七ッ釜の地質模型の設置。③郷土の自然史資料の収集。④学芸員一名増員。⑤植物標本の展示活用について機関誌で紹介願いたい。

(財)斎藤報恩会博物館長　斎藤養之助

①四〇年の歴史を誇る旧会館解体し新らしい時代に即した博物館建設中（大階延一五〇〇坪）②東北を主とした自然史展示計画③専門委員にて検討中④慧智あるアドバイスを希望歓迎します。

財団法人天文博物館五島プラネタリウム常務理事　伊藤日出登

懸案の投影機オーバーホールは昨年1月、無事完了し、目下展示品の一部を更新中です。多分一月中には完成致す予定ですが、完了後、おついでの折お立寄の上、ご批判を仰ぎたいと存じます

木の葉化石園園長　加藤信吉

①駐車場200坪擴張、4月竣工予定、②展示室擴張、植物、昆虫等の化石展示更新、③第3期化石の採収集、④なし ⑤なし、

神戸国際港湾博物館長　西川光一

①昨年8月増築工事完成 ②海洋開発コーナーの新設 ③図書室の開設 それに伴って海事関係、郷土関係の資料収集 ④なし ⑤ブロック毎に相互の親密化をはかる機会を斡旋してほしい

今年の抱負

東京都児童会館長　上杉隆憲

①ホール舞台設備の更新。②物理（天文）に関する設備の更新。③現在予定なし。④要求中。⑤動く展示の製作修理の研究会を開いてほしい。

逓信博物館長　二宮健

①なし ②一階展示場約1/3を展示替、通信の総括的な展示として無料開放する。③世界の切手整理収集。④なし ⑤博物館職員の資質向上を図る業務研究会を開催してほしい。

神宮徴古館農業館長　幡掛正浩

①なし。②農機具展示の更新。③各都道府県奨励の稲の蒐集。④なし。⑤動植物の剝製、模型製作等の講習会を開いてほしい。

市立名古屋科学館　稲月光

①西館増築を計画中 ②化学関係展示の更新 ③弱電機器資料の整理収集 ④なし ⑤科学技術史と日本文化の関係をまとめてもらいたい

産業安全技術館長　上月三郎

物不足時代にあけた新年に際し、人間尊重の福祉社会の一環として、働く職場の安全の研究とその成果の展示に一層の努力を傾けていく所存です。諸館のご協力ご指導を望みます。

[illegible]山自然科学博物館長　大泉廣

懸案の植物保管室が完成、当館学術委員島居長一先生が採集した植物標本約四万点の寄贈の受入可能となった。昭和四十九年四月搬入決定、更に内容充実が期待されることとなった。

福井市立郷土自然科学博物館長　小林貞七

①展示場倍増計画石油危機で足踏。②郷土の薬用植物ライブラリー新設。③郷土の化石（中生代・古生代）収集。④科学芸員1名増員予定。⑤事非なかにも見応のある展示の発想指導。

内藤記念くすり資料館長　内藤豊次

①ビタミン・循環器薬・抗菌薬・向精神薬の歴史、第一次大戦以降の薬学薬業の展示。③②に関する資料、特に第一次大戦以降の日本の薬学・薬業に関する資料を収集。④なし。⑤特になし。

鳥取県立博物館長　西本真一

①新しく発足して三年目を迎えたばかりで拡張なし②特別展として「人類の進化と旧石器」を計画③山陰の自然史資料の収集と整理④なし⑤各館園の自然関係特別展開催の動向を知らせてほしい。

東京農工大学附属繊維博物館長　佐々木清文

①なし。②現在予定なし。③各種組ひも器具およびその関係資料の収集。④なし。⑤展示技術および資料の保存、補修方法についての研修会を開いてほしい。

博物館明治村館長　谷口吉郎

①日本赤十字社中央病院病棟、3月に竣工予定。帝国ホテル中央玄関、継続工事。その他。②近岡善次郎氏の明治の西洋館スケッチ50点公開。③日赤病棟建設にともない明治の医療器具を収集したい。④なし　⑤展示技術の具体的方法についての御教示を願います

横須賀市博物館長　羽根田弥太

(1)三浦半島漁業関係民俗資料二六一九点が国の重文に指定され収蔵庫（100坪）建設予定(2)なし(3)三浦半島の淡水魚化石資料収集(4)海洋学専門職員増員(5)協議会に学芸員も参加するよう配慮されたい

山口県立山口博物館長　臼杵華臣

①なし。②天文展示室の宇宙開発関係特に通信衛星資料の更新。③明後年に開催予定の特別展「山口県の自然」（仮称）の準備に総力を結集。④なし。⑤全科協の充実と発展をいのる。

山形県立博物館長　結城嘉美

①なし。②一部手直し、特別展として全国の石斧展・世界の昆虫展を計画している。③各部門も収集活動をつづけている。④増員を要望している。⑤なし。

博物館活動の近代化に関するアジア地域懇談会について

国立科学博物館　**鶴田総一郎**

首題の国際会議が，昭和48年11月13日から同17日までの5日間，ユネスコ•アジア文化センターが日本ユネスコ国内委員会およびイコム日本国内委員会と共催で開催され，オーストラリア，インド，イラン，大韓民国，タイおよびフィリピンから国立博物館長クラスの専門家各1名と，イコムアジア地域センター責任者が参加した．日本からは専門家3名およびオブザーバー8名が出席した．

これはユネスコの提唱する博物館活動の近代化のアジア地域における具体策の展開とアジア地域各国のこの分野における交流と協力の促進方策を討議し，その実施をすすめるための第一歩を踏み出すためのものである．

主テーマは「文化発展における博物館の役割」で，これをさらに次の3つの討議議題に分けられた．1. アジア地域博物館活動の現状と問題点，2. 博物館活動の近代化のための方向と具体策，3. アジア地域における博物館相互の国際交流と協力．

日本側は本会理事長であり，イコム日本委員会会長である福田繁氏が主として議長および内容のとりまとめに当り，短期間ではあったが極めて収約的な討議が有効かつ適切になされた．特に今更のように，アジア各国間での教育，文化，科学，経済その他の諸面での相違を背景とする博物館の現状の差異が認識され，これに伴う具体的な問題点とその解決のための国際交流と協力，特にアジアに共通してかつ特異なアジアの各国間で相互に協力しながら解決すべき問題などが浮き彫りされた．

この点から，いわゆる世界的規模での博物館に関する国際会議で提示され討議され，決議または勧告にまでまとめられるような一般的共通的問題は，当然ここでも存在するが，この際は上述のアジアで処理すべきアジア的問題に絞って会議の成果を実行可能な具体等にまとめて，これを実施する方向でお互に努力しようということになった．

この結果，会議の最終報告書は14項目に簡潔にまとめられ，特に示唆と勧告の項は5項に絞り，中でも地域内共同事業として博物館専門職員の養成および現職研修を実施することは不可欠の当面の目標とし，この準備のためにユネスコアジア文化センター中にそのための常設委員会を設置することになった．

この博物館専門職員養成および研修はイコムそのものでもここ数年最大の重要な課題の一つとしてとりあげられており，いわゆる国際レベルで検討されているが，今回のように地域でその特性を踏まえながら，自主的に実行可能な方向へ，関係各国の了解と協力のもとに，力強い第一歩を踏み出すことを明確にした会議の例はまだ無いように思われる．今後の進展が期待される．なお詳細について質疑その他がおありの場合には会議資料は全部揃っておりますので事務局まで御連絡下さい．

第3回全科協博物館事業研究会開催のお知らせ

全科協では，急速に変わりつつある社会状勢に対応した科学博物館事業を展開するとともに，職員の専門的知識の向上を図るため，再発足以来毎年〝全科協博物館事業研究会〟を行なってきましたが，今年度は〝展示に直結した教育活動をどのように展開したらよいか〟ということをとりあげ実施することにしました．

ご承知のように，この研究会は具体的なものを体験しながら研究討議を行ない問題解決の糸口を摑もうとするもので，詳細は実施要綱を別送しますが，日ごろ当面している問題をまとめ，一人でも多く参加し，活発に意見の交換をされることを希望しています．

テーマ，展示に直結した教育活動はどのように展開したらよいか

会　期，**昭和49年2月15日(金)，16日(土)17日（日)**

会　場，国立科学博物館，科学技術館

対　象，全科協会員館園職員で，教育活動関係業務を担当している者

申　込，所定の申込用紙に必要事項を記入し，各館園長から全科協務局あてに申込んでください．

備　考，日程は，学芸員国家試験の日程につづけてとってありますので，多数ご参加くださるようお願いします．

特別展報告

予見が適中した薬草展

福井市立郷土自然科学博物館

従来，わが館の展示で**一番の不人気が植物部門**であった．それでも秋にはきのこの展示に人だかりがあり，また，たった10点の薬用植物コーナーに人影が多いのを見て，興味と関心の所在を痛感するのだった．時あたかも漢方ブームとあって，今年度に予定されていた**植物の特別展は薬草で**，と考えたのは２月である．見事にその予見は当った．会期中（10／６～11／９の35日間）はどの日も，展示のひとつひとつに見入る多数の来館者の眼の熱っぽさに驚くほどだった．

当初，**郷土の薬用植物は残らず採集**しようと決意し，いろいろの文献をあさって，300種収集の目標を立てた．各種の採集適期を逸してはと，雪どけの４月早々からの採集である．特別展開始の10月６日ぎりぎりまで採集が続き目標を突破して320種に達した．会期中も続行してさらに20種を加えたが，まだ幾多取りこぼしがあることを残念に思っている．

収集は，薬用植物の基本標品だけではない。生薬標本と大量多種展示したい．それに目玉商品の〝飲んでみませんか〟の40日間をまかなう７種の生薬収集は並大低でない．開幕前３ケ月はしばしば土日を返上して，かなりの量の展示生薬70余種も完成した．

特別展に先立つＰＲ活動も大事な仕事である．６月には60余人を集めて，路傍の薬草を調べる会を博物館周辺で催し続いて館内で煎薬の接待と特別展予告で，大変な好評と期待感が醸し出された．８月からは館前に薬草の鉢植20余鉢を展示して，これを特別展開催のいきたポスターとし，来館者の目をひいた．地方紙が，ひたむきなわれわれの活動のいろいろを取材してくれたことも有難い威力あるＰＲとなった．

特別展のテーマは，〝薬草を見直そう〟であった．さらに次の小テーマを設定してコーナー別標題とした．

⑴この植物にこんな効きめが（薬効別展示）
⑵手軽に集った生薬70余種（生薬収集のすすめ）
⑶味を試そう・においを試そう（煎薬服用の体験）
⑷効くとはいうが危険な薬草（安易な薬草使用の戒め）
⑸変った生薬のあれこれ（漢方には動物も鉱物も）
⑹ニューフェイスの花粉公害(季節毎の気管支喘息犯人)

予想の通り薬草に関心の深い人々は，婦人層と老人層であった．そして何か一病に悩む人たちである．この人々の求める薬草を想定し，特に10種類の薬効パネルに集約した．洞察の通りでこのコーナーに一番の人だかりが多く，１～２時間をかけて熱心に勉強する人も少なくなかった．各パネルには６種の薬草を組み込み，各種に薬用部分，使用方法等の説明を加えた．特に関心の深いパネルには，老人病関係のもの，消化器関係のもの，強壮補精関係等で，パネルと生薬を交互に観察してノートする人がほとんどで，かっての特別展に見られなかった異様な程の光景であった．

好評を博した〝飲んでみませんか〟コーナー

展示場が狭く340種の展示は不可能で，100余種をいろいろの形で提示し，他は来観者の求めに応じて公開する**500余点の集積展示コーナー**を設けた．（事後に薬草ライブラリーを作る予定を立てている）

特色を誇る企画に，**〝飲んでみませんか〟**のコーナー設定がある．箱火鉢に炭火ならぬ赤電球を点灯し，この火鉢を炉に仕立てた．ここに煎薬の大薬缶を掛けて常時に温めておいた．この炉辺には数人の車座が絶えなかった．赤い火と薬湯に心も和み，薬草談に花が咲く毎日だった．私もその仲間入りをしては，様々の話の中から二次展への模索を続けた．（二次展３～４月）

準備物はおしば600点生薬70種液侵標本（草根）30点パネル15点その他70点で，借用購入は皆無であった．案内状やポスターに至るまで総て手づくりの簡素さ，総経費５万円は材料費で消えた．

天候不順の秋には入館者が疎らなのが例だが，今年はこの特別展で5,100人を吸収し，中には４・５回も足を運ぶ来観者10余名を数えるほどだった．今次の薬草展だけは，見流しの来観者は無く，長時間粘る人の多いこと，そして心からの挨拶で立去っていく多くの人々の反応に，苦労も忘れ，腹ふくれる思いだった．

（館長　小林貞七）

全科協北から南から

展示品の自家製作について

岐阜市児童科学館　丸山順士

理工学展示品が動的要素をもつことは必然的であるため，できうる限り見学者に操作させ，動かし，科学の正しい知識を理解させるような展示品の企画に理工学館の展示担当の方々は並々ならぬ苦心をしておられます．私も館員の一人として同じ仕事をしてきましたが，その中で私なりに得た経験の一端をここにご紹介し，諸先輩の御教示をいただけたら幸いです．

多くの理工学館では展示品の製作にあたって，企画・設計されたものを一部は館内のワークショップで製作される他は，大部分を外注しておられるように見受けます．展示品の製作を外注しますと，展示の企画・展示品の保守・調査研究・その他の教育活動に専念できますから当館のような人員の少ないところでは望ましい方法です．ところが，限られた予算で業者に製作依頼をしますと，特に理工学展示品が特注の一品生産品である性格上大変な金額を要求されます．こうなりますと予算内で製作できる展示品はせいぜい，1・2点しか望めません．しかし現代科学を紹介する展示品の設置さらに展示の更新を積極的に進めていくためには，年間に相当な数の展示品を設置する必要があります．もし，材料，機器類を購入して館内で製作することが可能なら，製作費は少なくてすみますし，それだけ展示品も数多く製作することができる訳です．そこで，当館では従来からほとんどの展示品の製作を，企画設計製作から完成に至るまで当館の工作機械と館員の力で行ない，どうしても当館で製作できないもののみ部分的に外注してやってきました．むろん自館製作の展示品といっても，館の使用頻度に耐えるように改造した機器類を組み合せた展示品もあり，終始一貫して素材から作り上げたものもあります．こうして作られた展示品は，故障の際業者のサービス員をあてにする必要もなく，手持ちの部品があれば館員の手で即座に修理でき，保守上極めて有利でありしかも製作費は外注のそれと比較して格段の差があります．反面，こうしたいき方は日常の保守・展示の企画・調査研究その他の教育活動の仕事と平行して行なわなければなりませんから，年間に3・4点以上の展示品を作るには館員一人一人に相当の労力が要求されますし，また私たちだけの知識や技術のみではおのずと限界が生じます．ある展示品を企画する上で参考のため関連施設や展示会の視察，そこの専門職員の方から展示効果の上で大変有効な技術や方法を勉強させていただく機会が多いが，その技術が常に自館の展示の中に生かしていけるとは限らないのは，つくづく残念です．それは予算上の制約，自館で扱える技術の範囲，部品の入手の可否等の問題があるからです．

しかしながら，諸館のめざましい科学展示の発達をみて，私たちも研究を続けてきましたが，理工学展示の内容の高度化が要求されてくると，設計の面で従来とは異なった方法を使用しなければならないことに気づきました．展示品に組み込まれる制御回路が複雑になってくると，今まで勘とか経験とかに頼って設計してきた方法では，その思考実験は繁雑になり，誤りを生じやすく，いたずらに時間を浪費するだけです．そこで，制御回路の要素を記号化して表わし，論理代数と呼ばれる数学を応用すれば，制御回路の内容と動作を数式的に扱っていくことができ，その方法を使うと複雑な回路を整理して考えていけるし，回路の書き換えや簡略化が行なえるようになります．数年来，その方法で展示品の制御回路の設計をしていますが，経済的効果・動作の確実さ・設計に要する時間の短縮など着実な効果を上げています．ところが，こうした複雑化した回路に対応できる反面，新たな困難が出てきます．回路が複雑化すればそれだけ部品の種類も個数も当然増えてきます．そこで使用材料も容易に入手でき，長期間，補充できるものを使用しなければなりませんから，たとえ特殊部品1個ですむ回路でも後々の保守ということを考慮すれば少々コスト高でも標準部品を用いなければなりません．ところが，地方にある関係上，部品の入手が困難であったり，納品がはなはだ遅延して，展示品製作の計画の上に多大の障害を来しており，この問題の解決に腐心しています．

この他にも展示品の自家製作には様々な問題がありますが，研究を重ねつつ，新しいアイデアを自らの手で盛り込みながら館員全員の手で製作していく楽しさは，自館製作ならではのものであると，いささか自惚ております．

お知らせ——新らしく入会された館

釧路市青少年科学館　館長　佐熊敏郎　〒085　釧路市春湖台1-7番地　☎ 0154-41-6225，**博物館明治村**　館長　谷口吉郎　☎ 484　愛知県犬山市内山1番地　☎ 0568-67-0314

「公立博物館の設置及び運営に関する基準」について

昭和48年11月30日付で，文部省より「公立博物館の設置及び運営に関する基準」が告示されました．この基準作成にあたっては，全科協としても会員館園のご助力を得て協力をしてきたところであり，昨年12月５日付で，文部省社会教育局長から全科協あてにその内容が送付されてきたので，別掲のとおり紹介します．

＊　　＊　　＊　　＊

文社社第141号
昭和48年12月５日

全国科学博物館協議会殿

文部省社会教育局長
今村　武俊

「公立博物館の設置及び運営に関する基準」について

標記基準につきまして，種々御協力いただいたところでありますが，本日，別添のとおり告示されましたので，この基準の「取扱いについて」の通達（写）を添え，お送りします．

公立博物館の設置及び運営に関する基準

（趣旨）

第１条　この基準は，博物館法（昭和26年法律第285号）第２条第２項に規定する公立博物館（以下「博物館」という．）の設置及び運営上の望ましい基準を定め，博物館の健全な発達に資することを目的とする．

（定　義）

第２条　この基準において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる．

１　「総合博物館」とは，人文科学及び自然科学の両分野にわたる資料（博物館法第２条第３項に規定する博物館資料をいう．以下同じ．）を総合的な立場から扱う博物館をいう．

２　「人文系博物館」とは，考古，歴史，民俗，造形美術等の人間の生活及び文化に関する資料を扱う博物館をいう．

３　「自然系博物館」とは，自然界を構成している事物若しくはその変遷に関する資料又は科学技術の基本原理若しくはその歴史に関する資料若しくは科学技術に関する最新の成果を示す資料を扱う博物館をいう．

（設　置）

第３条　都道府県は，総合博物館又は人文系博物館及び自然系博物館を設置するものとする．

２　市町村は，その規模及び能力に応じて，単独で又は他の市町村と共同して，地域社会の生活，文化，自然等と深い関連を有する資料を主として扱う総合博物館，人文系博物館又は自然系博物館を設置するものとする．

（施設及び設備）

第４条　都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市（以下「指定都市」という．）の設置する博物館には，次の表に掲げる事項に必要な施設及び設備を備えるものとする．

事　　項	施設及び設備
資料の保管	収蔵庫，技術室，作業室，荷解き室，消毒設備，集約収蔵設備等
資料の展示	展示室，準備室，視聴覚機器、展示用機器，照明設備等
資料に関する集会その他の教育活動	集会室，教室，図書室，研究室，会議室，視聴覚機器，巡回展示用運搬自動車，教育研究用自動車，資料貸出用設備等
資料に関する調査及び研究	図書室，研究室，実験室，作業室，実験設備等
利用者の休憩及び安全	休憩室，救護室等
事務の管理	事務室，宿直室等

２　市（指定都市を除く．）町村の設置する博物館にあっては，前項の規定に準じて必要な施設及び設備を備えるように努めるものとする．

３　動物園（自然系博物館のうち，生きた動物を扱う博物館で，その飼育する動物が65種以上のものをいう．以下同じ．），植物園（自然系博物館のうち，生きた植物を扱う博物館で，その栽培する植物が1,500種以上のものをいう．以下同じ．）及び水族館（自然系博物館のうち，生きた水族を扱う博物館で，その飼育する水族が150種以上のものをいう．以下同じ．）には，第１項の表に掲げる施設及び設備のほか，当該博物館において，資料を常時育成し必要な展示を行なうことができるようにするため，次の表に掲げる施設及び設備を設えるものとする．

博物館の種類	必要な施設及び設備
動物園	動物飼育展示施設，仮収容施設，動物診療施設，検疫施設，調飼用施設，飼料庫，汚物・汚水・塵芥処理施設等
植物園	圃場，育種室，腊葉庫，病理施設，園内特別植物管理施設等
水族館	展示水槽，放養及び飼養池，予備水槽，循環装置，治療施設，調飼用施設等

４　博物館には，資料を保全するため，必要に応じ

て，耐火，耐震，防虫害，防塵，防音，温度及び湿度の調節，日光の遮断又は調節，通風の調節並びに汚損，破壊及び盗難の防止に必要な設備を備えるように努めるものとする．

（施設の面積）

第5条　博物館（動物園，植物園及び水族館を除く）の建物の延面積，都道府県及び指定都市の設置する博物館にあっては6,000平方メートルを，（指定都市を除く．）町村の設置する博物館にあっては2,000平方メートルをそれぞれ標準とする．

2　動物園，植物園及び水族館の施設面積は，次の表に掲げる面積を標準とする．

博物館の種類	施設の面積
動物園	建物の延べ面積　20平方メートルに平均同時利用者数を乗じて得た面積
植物園	敷地の面積　20万平方メートル
水族館	敷地の面積　4,000平方メートル

（備考）この表中「平均同時利用者数」は，次の算式により算定するものとする．

$$\frac{\text{年間利用者数(又は年間利用者見込数)} \times \text{1日利用者1人の平均利用時間数}}{\text{年間公開時間数}} \times 1.5$$

（資　料）

第6条　博物館（動物園，植物園及び水族館を除く。）は，実物又は現象に関する資料（以下「一次資料」という。）について，当該資料に関する学問分野，地域における当該資料の所在状況及び当該資料の展示上の効果を考慮して，必要な数を収集し，保管し及び展示するものとする．

2　動物園，植物園及び水族館は，おおむね，次の表に掲げる数の一次資料を収集し，育成し，及び展示するものとする．

博物館の種類	資料数
動物園	65種325点ないし165種825点
植物園	1,500種　6,000樹木
水族館	150種　2,500点

3　博物館は，実物資料について，その収集若しくは保管（育成を含む。）が困難な場合，その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外貸出しが困難な場合には，必要に応じて，実物資料に係る模型，模造，模写又は複製の資料を収集又は製作するものとする．

4　博物館は，一次資料のほか，一次資料に関する図書，文献，調査資料その他必要な資料（以下「二次資料」という。）を収集し，保管するものとする．

5　博物館は，一次資料の所在を調査して，その収集及び保管（現地保存を含む。）に努めるとともに，資料の補修及び更新，新しい模型の製作等により所蔵資料の整備及び充実に努めるものとする．

（展示方法等）

第7条　資料の展示に当っては，利用者の関心を深め，資料に関する知識の啓発に資するため，次に掲げる事項の実施に努めるものとする．

1　確実な情報と研究に基づく正確な資料を用いること．

2　総合展示，課題展示，分類展示，生態展示，動態展示等の展示方法により，その効果を上げること．

3　博物館の所蔵する資料による通常の展示のほか，必要に応じて，特定の主題に基づき，その所蔵する資料又は臨時に収集した資料による特別展示を行なうこと．

4　二次資料又は視聴覚手段を活用すること．

5　資料の理解又は鑑賞に資するための説明会，講演会等を行なうこと．

6　展示資料の解説並びに資料に係る利用者の調査及び研究についての指導を行なうこと．

（教育活動等）

第8条　博物館は，利用者の教育活動に資するため，次に掲げる事項を実施するものとする．

1　資料に関する各種の講座又は諸集会（児童又は生徒を対象とした夏季休業日等における観察その他の学習活動を含む。）を開催すること．

2　資料の貸出し及び館外巡回展示を行なうこと．

3　資料の利用その他博物館の利用に関し，学校の教職員及び社会教育指導者に対して助言と援助を与えること．

（目録の作成等）

第9条　博物館は，利用者の便宜のために，資料に関する目録，展示資料に関する解説書又は案内書等を作成するとともに，資料に関する調査研究の成果の公表その他の広報活動を行なうものとする．

（開館日等）

第10条　博物館の1年間の開館日数は，250日を標準とし，利用者の養成，地域の実情，資料の特性，展示の更新所要日数等を勘案して，増減するものとする．

2　博物館は，利用者の便宜のために，夜間開館日を設けるように努めるものとする．

（入場制限等）

第11条　博物館は，利用者の安全を確保するため，防災及び衛生に必要な設備を備えるとともに，必要に応じ

て，入場制限，立入禁止等の措置をとるものとする．

（職　員）

第12条　都道府県及び指定都市の設置する博物館には，17人以上の学芸員又は学芸員補を置くものとし，市（指定都市を除く。）町村の設置する博物館には，6人以上の学芸員又は学芸員補を置くものとする．

2　博物館には，前項に規定する職員のほか，事務又は技術に従事する職員を置くものとする．

（職員の研修）

第13条　都道府県の教育委員会は，当該都道府県内の博物館の館長，学芸員及び学芸員補の資質の向上を図るために必要な研修の機会を用意するものとする．

2　市町村の教育委員会は，当該市町村の教育委員会の所管に属する博物館の前項に規定する職員を，同項の研修に参加させるように努めなければならない

—別記—

「公立博物館の設置及び運営に関する基準」の取り扱いについて

1.　第1条関係

(1)　この基準は，博物館法第8条の規定に基づき，公立博物館（以下「博物館」という．）の健全な発達を図るために博物館の設置及び運営上の望ましい基準として定めたものである．

(2)　この基準は，博物館法に定める登録要件に係る審査基準でも，補助金の交付基準でもない．

2.　第2条関係

(1)　本条では，博物館を大別して，総合博物館，人文系博物館及び自然系博物館としているが，これは博物館の設置及び運営のあり方を類型的に示すうえの便宜に基づくものであり，現に設置される博物館の名称を統一する趣旨ではない。

(2)　人文系博物館としては，歴史博物館，美術博物館等が，自然系博物館としては，自然史博物館，科学博物館，動物園，植物園，水族館等が考えられる．

3.　第3条関係

(1)　本条第1項では，都道府県が広域的団体であることにかんがみ，総合博物館を設置しない場合は，人文系博物館及び自然系博物館の両者を設置することを期待している．第2項では，市町村が単独に，又は共同して総合博物館，人文系博物館又は自然系博物館のいずれか一つを設置することを期待している

(2)　博物館の設置に先立って準備のための組織を整え専門的職員を配し，資料の調査，研究，収集，保管，展示計画等の具体的な準備をすることが必要である．

4.　第4条関係

(1)　博物館の設計に当っては，車椅子の使用等，身体障害者の利用の便宜を考慮することが望まれる．

(2)　本条第3項の「種」とは，生物分類学による「種」をいう．第6条第2項においても同様である．

(3)　本条第3項の動物園，植物園及び水族館としては，人口30万人から100万人程度の都市における中規模のものを想定している．第5条第2項及び第6条第2項においても同様である．

5.　第5条関係

(1)　本条第1項の6,000平方メートル及び2,000平方メートルの用途別面積は，次の表に掲げるとおりである．

用　途　別	都道府県立・指定都市立	市町村立
	㎡	㎡
展示・教育活動関係	2,500 〃	850 〃
保管・研究関係	2,500 〃	850 〃
管理・その他	1,000 〃	300 〃

(2)　総合博物館にあっては，その性格にかんがみ，本条第1項に定める面積のおおよそ1.5倍程度を確保することが望ましい．

(3)　本条第2項の表に掲げる20平方メートルは，次の数式により算出したものである．

20平方メートル＝利用者1人当たり有効展示巾（50センチメートル）×展示施設平均奥行（20メートル）×2（注）

（注）　平均同時利用者数を2倍とする意味で，これは季節により利用状況の変化があり，ある季節には平均利用者数の2倍の利用者があることを想定したものである．

(4)　市街地に設けられる動物園にあっては，本条第1項に定める面積以下としても差しつかえないが，その場合にあっても同項に定める面積の2分の1以上を確保することが望ましい．

(5)　本条第2項の表に掲げる20万平方メートル及び4,000平方メートルは，それぞれ第6条第2項の表に掲げる植物園又は水族館に係る資料数の植物又は水族を周年栽培し，又は周年飼育し，生きた生物として展示できるよう配慮して算出したものである．

(6)　植物園の中に設けられる建物の面積は，本条第2項の表に掲げる植物園の敷地の面積の7パーセント以下とすることが望ましい．

6.　第6条関係

本条第2項の表に掲げる動物園，植物園及び水族館に示す「種」の収集に当っては，広い範囲内にわたって比較展示ができるように生物分類学上における複数の「綱」及び「目」にわたることが望ましい．

7.　第8条関係

本条は，博物館が行う教育活動のうちで，展示による活動以外の代表的なものを示したものである．本条に示す諸活動を実施するに当っては，博物館資料の研究者や愛好者からなる，いわゆる「友の会」などを組織して，継続的に博物館の利用を促進する等の方途を講ずることが望ましい．

8. 第10条関係

本条第1項の250日は，年間における所定の休館日及び展示更新のための臨時の休館日等を勘案して算出したものである．

9. 第11条関係

特に動物園にあっては，動物の脱出防止，人止め安全帯（柵）等危険防止の設備及び悪臭，騒音，汚物等に対する衛生上の設備を配慮することが必要である．

10. 第12条関係

本条第1項の17人及び6人の職務内容別の内訳は，次の表に掲げるとおりである．

区　　分	都道府県立・指定都市立	市町村立
ア　第8条の教育活動及び資料に関する研究を担当する者	8　人	3人
イ　一次資料の収集，保管，展示等を担当する者	8人	3人
ウ　二次資料の収集，保管等を担当する者	1人	—

11. そ　の　他

博物館の事業をより効果的に行うためには，他の博物館等と共同して調査若しくは研究を実施し，特別展を企画し，資料を分担して収集し，若しくは保管し，又は相互に資料を貸借する等他の博物館と相互に協力し連携することが望まれる．

会　員　館　園　の　紹　介

アリタキ　アーボレータム（The Aritaki Arboretum）

所 在 地　埼玉県越谷市越ケ谷2566（通称宮前町）
郵便番号　343，電話越谷（0489）62—1624
道　　順　地下鉄日比谷線・東武線越谷駅下車徒歩15分
　　バス7分（県立越ケ谷高校正門前）
運　　営　私立（所有者，園長有滝龍雄）
開園時間　9：00～17：00，定休日毎水曜日，年末年始
入 園 料　小中学生50円，高校生，大人100円，但職員引率の越谷市立学校の児童生徒は無料

沿　革

本植物園は明治31年（1898）に開設された「松花園」を基に，現園長が規模拡大して昭和2年（1928）アリタキ・アーボレータムと命名，開園したもので，昭和43年（1968）一般に公開した．アーボレータムとは「樹木を主体とした植物園」という意味であるが本園では主として温帯の樹木を植栽展示している．昭和41年（1966）5月9日文部大臣から博物館法による博物館相当施設として指定された．

設立の主旨，目的

⑴科学（植物学，園芸学，造園学など）に奉仕する．
⑵社会教育に奉仕する．
⑶学校教育に奉仕する．
⑷内，外の植物園，アーボレータムなどと種苗や文献の交換を通じて学術交流，国際親善の一助といたしたい．

施設・設備

⑴面積　本園，分園，苗圃合計約15,000㎡
⑵事務所　82・80㎡（研究室を含む）
⑶展示植栽樹種　約1,000種，本数約5,000本

⑷温　室　本園内のアルミ温室50.16㎡
　　分園内にファイロン温室24.80㎡
⑸松花亭……明治31年に建てられたカヤ葺の亭で茶席，句会などに利用．
⑹展示場……四季折々の花，果実の現物や写真，図などを展示．

普及活動

外郭団体「アリタキ・アーボレータム植物愛好会」と共催，また園独自で毎年次のような催しをする．
⑴植物野外研修会　⑵見学会　⑶展示会　⑷講演会
⑸映写会　⑹講習会
⑺出　版　物
　㈠　交換種子目録（毎年）　㈡ガイド・ブック　㈢入園のしおり　㈣「Arboretum Note」（年1回）